

## 令和4年度第2回大阪市都市計画公聴会の 公述人等が述べた意見に対する本市の見解

公聴会において公述人等から述べられた意見のうち、今回決定しようとする都市計画に関するものに対しての本市の見解は、次のとおりです。

### ■公述人1

都市計画原案に係る意見の概要	意見に対する大阪市の見解
<p>A、B、C各地区の間を通る自転車歩行者専用道路の歩行者の快適性、安全性について。今や自転車の照明灯に関しては、LED（発光ダイオード）灯による輝きの強さ、歩行者目線への入射（直下への照射角度となっていない弊害）や白昼点灯によって、右側歩行では、照明ライトのまぶしさゆえ対向車を直視できず、不快、不安全が生じている。左側歩行でも、ほんの僅かましなぐらいであって、後ろからの車両のすり抜けがあると、追突に遭うおそれがある。したがって、本道路は、歩行者専用でもあるゆえ、土地の利用方針6からも、最も弱い立場の者を保護する必要から、歩行者のあるときは、車両における歩行並み速度上限の遵守表記をするべきである。土地利用の方針5に基づき、そして、人や車両のスリップ事故防止の観点からも、本道路の舗装仕様は、雨水透過素材によるものとされたい。C地区の舗装部分も同様とされたい。</p>	<p>自転車歩行者専用道路については、土地区画整理事業により整備し、本市において管理する予定となっています。具体的な整備計画については関係者間で今後調整してまいります、 「土地利用の方針(6)高齢者、障がい者等の利便性・安全性に十分配慮したひとにやさしいまちづくりを行う。」 に沿って計画してまいります。</p> <p>矢田教育の森公園であるC地区については、土地区画整理事業により整備し、本市において管理する予定となっています。具体的な整備計画については関係者間で今後調整してまいります、 「土地利用の方針(5)地域の防災性向上や環境への負荷軽減に配慮したまちづくりを行う。」 に沿って計画してまいります。</p>
<p>C地区の安全使用について。これまで目にした公園使用にあっては、舗装部分（階段も含むあらゆる部分）、手すり等をスケート遊技に走らせる、滑らせる場面に遭遇した。そういった施設の部分と、スケートのこまや板との接触・衝突音は断続して続き、大変耳障りになる。防音施設の上での区分ができないのであれば、スケートボード使用禁止の表示をするべきである。</p>	<p>C地区については、土地区画整理事業により整備し、本市において管理する予定となっています。具体的な整備計画については関係者間で今後調整してまいります、 「土地利用の方針(2)矢田教育の森公園を再整備し、気軽にスポーツ等を楽しめる市民の憩いの場を創出する。」 「土地利用の方針(6)高齢者、障がい者等の利便性・安全性に十分配慮したひとにやさしいまちづくりを行う。」 に沿って計画、運営してまいります。</p>
<p>雨水貯蔵タンクの設置について。土地利用の方針5や建築物等の整備方針5に基づき、洪水対策、雨水資源の利用（トイレ用、緑化に伴う散水用など）に資するため、ぜひとも設置されたい。</p>	<p>施設設備については、 「土地利用の方針(5)地域の防災性向上や環境への負荷軽減に配慮したまちづくりを行う。」 「建築物等の整備方針(5)建築物の整備にあたっては、効率的なエネルギーの活用やヒートアイランド対策など、環境負荷低減に配慮する。」 に沿って関係者において今後検討してまいります。</p>